

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本工事は、令和 2 年 7 月に設計を完了し、指名競争入札により実施することとして本年 8 月 24 日に公告を行い、9 月 10 日に開札するも応札者が無いため入札が取り止めとなった。</p> <p>本工事は機能不足が顕著であり、また、隣接する交番と統合して移転建て替えを行うもので、今年度中の工事完了が必要であるが、競争入札に付していたのでは、本年度内の建て替えが困難となり、契約の目的を達することができないため、一刻も早く工事に着手するため、随意契約により相手方を決定するもの。</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>東建設工業(株)、梅田建設(株)、協和建設(株)及び(株)田中建設は、交番の新築工事、庁舎の耐震補強工事等の実績を有しており、施工に信頼がもてる業者であるため選定するもの。</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。